

女性のがん検診受診促進強化事業広報業務委託仕様書

1 業務名

女性のがん検診受診促進強化事業広報業務

2 趣旨

佐賀県では、がんは死亡原因の第1位であり、がんによる死亡率は全国と比較して高い状況である。中でも、女性特有のがんと言われる乳がん、子宮がんの令和5年度における死亡率（75歳未満年齢調整死亡率）については、乳がんが全国ワースト8位、子宮がんがワースト6位となっている。

これらのがんは早期発見すれば9割以上が治ると言われており、早期発見のためにはがん検診の受診が非常に重要であるが、男性に比べ女性のがん検診受診率は低い傾向にある。そのため、検診の受診や早期発見・早期治療の重要性を県民に広く浸透させる必要がある。

3 目的

上記課題を踏まえ、特に女性のがんの罹患率が急増する県内の20～40代の働き盛りの女性や主婦層に対し、重点的にがんに関する正しい知識の普及啓発を行うことにより、がん検診受診のきっかけづくりを行い、新たな受診者を増やし、定期的な検診受診、がんの早期発見・早期治療へつなげていくことを目的とする。

4 業務委託期間

契約締結日から令和8年9月30日まで

5 業務内容

次の業務を行うこと。なお、業務遂行にあたっては、同時期に県国民健康保険課が実施する「令和8年度特定検診受診促進広報事業」との連携を図ること。

（1）広報業務（実施時期：5月～6月）

- ① 広報素材は、県が保有する別紙「女性のがん検診広報素材一覧」に記載のものを用いること。
- ② 広報媒体に合わせて、コンセプトに影響を与えない程度の素材の加工は可とする。
- ③ 素材全てを活用する必要はない（広報素材を用いない広報展開も可とする）。
- ④ WEB広告の遷移先は、県が指定するランディングページに設定すること。

（2）広報戦略の策定

- ① 上記の目的を達成するために、素材を活用して、どのような方針・プロセスで広報を行うべきか等の全体の広報戦略を、ターゲット層である20～40代女性の生活行動を分析したうえで提案すること。

- ② 提案には、使用媒体や具体的な広報手法、その実施計画についても記載すること。

（3）効果検証

実施した広報について、効果検証を実施し県に報告すること。提案には、効果検証方法（Webアンケート、街頭インタビューなど）等を記載すること。

6 成果物等

本業務を実施するため制作した成果物については、データ等も含めて全て納品すること。成果物の著作権等に関しては、本県に属するものとし、その利用等は自由に行えるものとする。

7 事業実績の報告

実施した広報の実績及びその他特記事項等を記した完了報告書等の関係書類を作成し、業務完了後速やかに提出すること。

8 予算額

提案額は5,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

9 委託料の支払方法

完了払

10 留意事項

- (1) 委託業務内容については、県と受託者とで協議を行い、決定する。
- (2) 事業の運営に必要かつ適切な人員配置を行うこと。
- (3) 業務遂行にあたっては、委託業務を統括し、県からの指示を受ける窓口として責任者と当該業務の従事担当者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。
- (4) 本委託業務において、第三者（本県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (5) 今回の委託業務により制作される成果物の著作権、所有者等、その他一切の権利は佐賀県に帰属するものとする。ただし、著作人格権の行使を妨げるものではない。
- (6) 成果物は、佐賀県が自由に二次使用できるものとする（①著作権法第20条の規定による著作者の意に反した変更、切除、その他の改変を受けていないものに限る／②トリミング等加工（改変）を加えない状態のものに限る）。特に県の他事業に当事業の成果物を利用することがあるため、著作権者がその旨を許諾したことが確認できる資料を県に提出すること。
- (7) 本業務の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承諾を得ること。
- (8) 県から提供する広報素材は、本業務以外に使用しないこと。
- (9) この契約にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の洩漏等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、県の定

める「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護条例」を遵守すること。

(10) 委託業務完了後、すみやかに完了報告書等の関係書類を提出すること。

(11) 本仕様書に定めのないものについては、適宜、発注者と協議を行い、その決定に従うものとする。